

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

様式

作成日：2023年10月30日

最終更新日：2023年10月30日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2023/10/26
国立大学法人名		国立大学法人北海道国立大学機構
法人の長の氏名		長谷山彰
問い合わせ先		経営企画課企画係 (TEL:0155-65-4333) (E-mail:kikaku01@office.nuc-hokkaido.ac.jp)
URL		https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>令和5年度第2回国立大学法人北海道国立大学機構経営協議会（令和5年10月26日開催）において、令和5年度における国立大学法人ガバナンス・コードに係る本機構の適合状況について、全ての原則に適合していることが確認され、審議の結果、了承された。</p>
監事による確認		<p>【監事からの意見】</p> <p>国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和4年度）で未対応とされた「総合的な人事方針及び経営人材育成方針に関する事項」について、「北海道国立大学機構人事基本方針」が制定されたことにより、令和5年度報告書においては、北海道国立大学機構は全ての原則・補充原則に適合すると報告されることとなった。</p> <p>今後はさらに、自主性・自律性を重んじた強靱なガバナンス体制を構築するため、関連事項を具体化しつつ良好なコミュニケーションに基づき、会議体等の構成要素及び全体的機能の実効性を高めることが期待される。</p> <p>例として、内部統制システム及びリスク管理体制について、以下に述べる。</p> <p>2. 内部統制システム及びリスク管理体制 (原則4-2)</p> <p>内部統制には各部署の所掌範囲を超えた全体的、体系的な視点が重要である。内部統制の運用体制について、全体的、体系的な理解のもとで関係規程（コンプライアンス基本規程、コンプライアンス推進委員会規程、監査室内部監査規程）の列挙に留まらない形を明確化し、それ（内部統制システム概観図、規程等の体系的な位置づけ等）を公表することが望ましい。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>(補充原則 4 - 2 ②)</p> <p>北海道国立大学機構内の認識「現在の実施状況の概要」では、内部監査をもって「内部統制の仕組みによるモニタリング結果」としているが、内部統制の3線モデル (Three Lines Model) の3線 (現業、管理、監査) のうち監査 (独立的評価) 以外の部署による日常的モニタリング (自己点検・自己評価) も重要である。業務方法書に基づき関係規程を整備するとともに、内部監査以外のモニタリングの重要性を認識し計画実行することが必要である。例として、公的研究費の適切な使用について、不正防止計画推進部署であるコンプライアンス推進委員会が、モニタリング及び内部監査結果を用いたPDCAサイクルを明示的に実行することが挙げられる。</p> <p>(補充原則 2 - 1 - 3 ③)</p> <p>リスクマネジメント及びクライシスマネジメントについて、業務方法書の「業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程の整備」に従った取り組み及び事業継続計画の策定を進めることが求められる。</p>
		<p>【意見への対応状況】</p> <p>今後、内部統制の運用体制について、明確化を行う整備を進めるとともに、リスクマネジメント及びクライシスマネジメントについて、事業継続計画の策定に向けた検討を行うこととします。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>その他の方法による確認は行っていません。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		北海道国立大学機構は、全ての原則を実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		—

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>北海道国立大学機構は、「北海道経済・産業の発展と国際社会の繁栄並びにSDGsに示された持続可能な社会の実現に貢献するため、北海道内の実学を担う国立大学の教育研究機能を強化し、教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準向上を図る」というミッションを定め、その実現のために、「北海道国立大学機構経営ビジョン」を策定し、公表しています。</p> <p>また、当該ビジョンに紐づく戦略の策定にあたっては、様々な分野の有識者からなる経営協議会、理事長アドバイザーボード等を通して、多様な関係者の意見を伺い、社会の要請の把握に努めています。</p> <p>さらに、より幅広い要請に応えるため、道内の様々な分野のステークホルダーが参加する地域連携プラットフォームを令和5年度中に設置する予定です。</p> <p>◇北海道国立大学機構ミッション・ビジョン https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/mission.php</p> <p>◇北海道国立大学機構経営ビジョン https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/vision.php</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>北海道国立大学機構は、中期目標・中期計画に掲げた戦略の進捗状況と成果を検証した結果について、法人統合以前である第3期中期目標期間においては、各大学で毎年度「業務の実績に関する報告書」を作成し、公表しています。</p> <p>また、第4期中期目標期間においては、国立大学法人法の一部改正に伴う年度計画及び年度評価の廃止を踏まえ、中期目標・中期計画に係る「自己点検・評価報告書」を作成し、令和5年度中に公表します。</p> <p>◇中期目標／中期計画／評価 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/plan.php</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>北海道国立大学機構は、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築するために、「国立大学法人北海道国立大学機構組織運営通則」を制定し、役員会、経営協議会及び教育研究評議会といった、経営及び教学運営に係る各組織等の権限と責任を明確に規定しています。</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構組織運営通則 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020779.htm</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構役員会規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020654.htm</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構経営協議会規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020656.htm</p>

<p>補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>北海道国立大学機構は「北海道経済・産業の発展と国際社会の繁栄並びにSDGsに示された持続可能な社会の実現に貢献するため、北海道内の実学を担う国立大学の教育研究機能を強化し、教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準向上を図る」ことをミッションに掲げています。その実現に向けて必要な人材の確保及び育成を図ることを目的として、教員・職員の適切な年齢構成の実現、「ダイバーシティとインクルージョン推進に関わる理念と基本方針」を踏まえた人材の活用等を含めた「北海道国立大学機構人事基本方針」を策定し、公表しています。</p> <p>◇ダイバーシティとインクルージョン推進に関わる理念と基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/mission.php ◇北海道国立大学機構人事基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/jinjikihonhoushin2023.pdf</p>
<p>補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>北海道国立大学機構は、ミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、大学法人としての存在価値を最大化するための支出額を試算し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な資金計画（令和4年度～令和9年度）を中期計画において策定しています。</p> <p>◇中期目標／中期計画／評価 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/plan.php</p>
<p>補充原則 1-3⑥(4) 及び補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>北海道国立大学機構は、教育研究の費用及び成果等については、貸借対照法、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等を記載した「財務諸表」及び財務データ等と教育研究事業の実施状況を関連付けた「事業報告書」を公表しています。</p> <p>また、コストの見える化を進めるために、財務諸表、教育研究等の活動状況、大学の基礎データ等を図表等により解説した「財務レポート」によって、法人の活動状況や資金の使用状況等を分かりやすく公表しています。</p> <p>◇財務諸表 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/finance.php</p>
<p>補充原則 1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>北海道国立大学機構は、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための経営人材の育成・確保基本方針を包含した「北海道国立大学機構人事基本方針」を策定し、公表しています。</p> <p>◇北海道国立大学機構人事基本方針 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/jinjikihonhoushin2023.pdf</p>

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>北海道国立大学機構理事長は、策定したビジョンを実現するために、大学総括理事、理事、非常勤理事等の理事長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。</p> <p>また、将来の経営を担う人材の育成として小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学において将来の執行部候補者を学長補佐に任命することで、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取組を実践しています。さらに、これらの補佐人材の責任・権限等については各規則において明確にし、公表しています。</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020653.htm</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構副理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020658.htm</p> <p>◇小樽商科大学組織・運営規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110010005.htm</p> <p>◇帯広畜産大学副学長に関する規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110000070.htm</p> <p>◇帯広畜産大学学長補佐に関する規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110000355.htm</p> <p>◇北見工業大学副学長選考規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020123.htm</p> <p>◇北見工業大学学長補佐規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020140.htm</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>北海道国立大学機構の役員会は、中期目標や予算作成等の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、理事長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保しています。</p> <p>なお、役員会に至るまでに、経営戦略会議や各大学の運営戦略会議を通じて法人内の関係者と事前に調整を行うことで、適時かつ迅速に審議を行うとともに、議事録を公表しています。</p> <p>◇諸会議の開催報告 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure_record/?slug=officer</p>

<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>北海道国立大学機構は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、情報通信政策に精通した人材、産学連携に精通した人材を外部から理事に登用し、DXや産学官金連携の推進を中心にその経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保しています。</p> <p>また、学外理事の登用に際しては、求める人材を選任していることが明確になるように経歴を公表しています。</p> <p>◇役員 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/officer.php</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>		<p>北海道国立大学機構は、経営協議会の学外委員の役割を踏まえ、選考方針を明確にした上で、学界、産業界、公的試験研究機関、地方公共団体の代表者等から適任者を選任することにより、多様な関係者が本機構に期待する事項を的確に把握し、法人経営に生かしています。</p> <p>また、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、法人経営の重要事項を迅速かつ戦略的に協議する経営戦略会議での議題の事前調整、委員への資料の事前配付、遠方からでも参加が容易なオンライン開催等によって審議が効率的かつ活性化するよう運営方法を工夫しています。</p> <p>◇経営協議会委員 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/discussions.php</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p>		<p>北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、「国立大学法人北海道国立大学機構理事長選考基準」を踏まえ、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、理事長に必要な資質・能力に関する基準に基づき理事長を選考することとしています。</p> <p>また、選考に際しては、意向投票によることなく、理事長選考・監察会議が自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構理事長選考基準 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/rijichosenkokijun.pdf</p> <p>◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php</p>

<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上 限設定の有無</p>		<p>北海道国立大学機構理事長の任期は、ミッションを実現するために理事長が安定的にリーダーシップを発揮することができるように、理事長選考・監察会議における審議を経て、4年としています。</p> <p>また、継続的な経営・運営体制の構築のため、「再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない」と「国立大学法人北海道国立大学機構理事長及び大学総括理事の任期に関する規程」に規定し、公表しています。</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構理事長及び大学総括理事の任期に関する規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110021130.htm</p> <p>◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>北海道国立大学機構は、理事長の解任を申し出るための手続について、「国立大学法人北海道国立大学機構理事長解任規程」において規定し、公表しています。</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構理事長解任規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110021131.htm</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、理事長の業務執行状況について、その任期の途中における評価を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果をウェブサイトで公表することとしています。</p> <p>◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php</p>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、会議の中立性・公正性を担保するとともに、機構のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、経営協議会及び教育研究評議会における理事長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を委員名簿とともに公表しています。</p> <p>◇理事長選考・監察会議 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/selection.php</p> <p>◇理事長選考・監察会議委員名簿 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/rijichosenkokansatsukaigiinkaimeibo.pdf</p>

<p>原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由</p>		<p>北海道国立大学機構の理事長選考・監察会議は、法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討し、機構が設置する3大学の教育研究機能の強化及び管理体制の円滑化を図るため、大学総括理事を設置することとし、その検討結果に至った理由を公表しています。</p> <p>◇国立大学法人北海道国立大学機構理事長候補者の選考について https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/document/disclosure/daigakutokasurijichokohonosenko.pdf</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>北海道国立大学機構は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくために、コンプライアンス体制、内部監査体制、内部通報窓口等を整備し、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示しています。</p> <p>また、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努める等、適切に内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しています。</p> <p>◇北海道国立大学機構コンプライアンス推進委員会規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020784.htm</p> <p>◇北海道国立大学機構監査室内部監査規程 https://education.joureikun.jp/nuc_hokkaido/act/frame/frame110020710.htm</p> <p>◇公益通報窓口 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/contact.php</p> <p>◇研究活動の不正行為防止 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/injustice-contact.php</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>北海道国立大学機構は、公共的財産として活動の透明性を確保するために、法令等に基づく情報公開については、ウェブサイト上に「法令等に基づく公表事項」というページを設け、網羅的に公表しています。</p> <p>また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動等の情報についても、ウェブサイト、SNS及び刊行物等を通じて積極的に情報発信しています。</p> <p>◇情報公開 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/</p> <p>◇法令等に基づく公表事項 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/public-subject.php</p>

<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>北海道国立大学機構は、多様な関係者を有することを踏まえ、国民・社会との間における透明性の確保を目指しガバナンスの向上に努めるために、受験生、卒業生、一般・企業、保護者、在学生、教職員等の多様なステークホルダーを対象にウェブサイト、SNS及び刊行物等、情報の公表を行う目的、意味を考えた上で、より効果的な媒体、内容を選択し、公表しています。</p> <p>◇北海道国立大学機構ウェブサイト https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/</p> <p>◇小樽商科大学広報誌紹介 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/publicity/</p> <p>◇帯広畜産大学広報・刊行物 https://www.obihiro.ac.jp/navi-public-relations</p> <p>◇北見工業大学刊行物 https://www.kitami-it.ac.jp/about/publication/</p>
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学は、学生が卒業するまでに身につける必要がある知識や能力や、その達成に必要な教育課程の内容をディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとして定め、公表しています。</p> <p>また、毎年度実施する授業アンケートや、卒業・修了時のアンケート実施により満足度を調査し、分析結果を公表しています。</p> <p>◇小樽商科大学大学教育情報 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/education_info/</p> <p>◇小樽商科大学FD活動報告書 https://www.otaru-uc.ac.jp/cgs/esd/hermes/</p> <p>◇小樽商科大学学生生活に関する調査報告書 https://www.otaru-uc.ac.jp/student/student_report/</p> <p>◇帯広畜産大学3つのポリシーとアセスメント・ポリシー https://www.obihiro.ac.jp/3policy-ug</p> <p>◇帯広畜産大学学生生活 https://www.obihiro.ac.jp/navi-stu-edu-support-info</p> <p>◇帯広畜産大学大学教育センター https://www.obihiro.ac.jp/navi-edu-affairs</p> <p>◇北見工業大学教育情報 https://www.kitami-it.ac.jp/about/disclosure/kyoikujoho/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>【独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報】</p> <p>◇組織・業務・財務に関する情報 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/</p> <p>◇組織、業務の評価に関する情報 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/plan.php</p>